

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録 (4) (令和元年 2 定)</b>			
日 時	令和元年 6 月 2 4 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村 (誠吾) 委員長、中村 (吉宏) 副委員長、丸山・秋元・ 高橋 (克幸)・須貝・佐々木・小貫・濱本各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 港湾担当・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長  署名員  署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、丸山委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が秋元委員に、松田委員が高橋克幸委員に、面野委員が佐々木委員に、松岩委員が須貝委員に、高木委員が濱本委員に、川畑委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

---

○丸山委員

◎就学援助について

まず、就学援助についてお聞きをいたします。

先日的一般質問の私の質問の中で、学校教育の分野にあっても、小樽市に住む子育て世代、子供の育ちを応援していこうという意思を確認させていただいたところです。それで、就学援助についてなのですが、小樽市としての就学援助制度の狙い、それからこの制度の周知について、その方法と規模、こういったタイミングでなされているのかをまずお答えください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ただいまの丸山委員の御質問ですけれども、就学援助の制度の狙いですが、まず、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、児童・生徒の教育を受ける機会が妨げられないことがないようにしているところでございます。

次に、周知方法とその規模、タイミングですが、まず、周知方法につきましては、紙媒体、広報おたる、ホームページ等で周知しているところでございます。その規模ですが、全児童・生徒を通して保護者へ通知しております。また、新小学校1年生に上がる子につきましては、10月に就学時健診を実施しておりますので、その際に御案内をしております。また、在校生につきましては、1月中旬に配布して周知しているところでございます。

○丸山委員

全児童・生徒を通して、子供がいる全家庭に周知されているということでうれしく思います。子供たち全員に、父親、母親に渡してほしいなというふうに思いますけれども、ほかにもホームページでも周知されているということなので、それについてはよかったなというふうに思います。

そして、例えば今年度について、要保護、準要保護を合わせて、実際に支給を受けている生徒の数とその割合について、小学校・中学校別に、そして合計をお答えください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ただいまの御質問ですが、準要保護につきましては、6月1日現在の数字でございますけれども、小学校につきましては総児童数4,212人に対し939名を認定してございます。割合としましては22.3%でございます。中学校につきましては総生徒数2,308名のうち540名、割合として23.4%の方が認定を受けているところでございます。合計といたしましては、小・中学校を合わせまして6,520名のうち、準要保護としての認定者数は1,479名、割合といたしましては22.7%でございます。

○丸山委員

要保護についてもお願いしていいですか。

○(教育)学校教育支援室成田主幹

失礼いたしました。要保護についてでございます。小学校につきましては、全体数は先ほどと同じように4,212名のうち167名、割合としては4.0%。中学校につきましては、総生徒数2,308名のうち110名、割合としては4.8%。合計といたしまして、総児童・生徒数6,520名のうち277名、割合といたしまして4.2%でございます。

(「要保護、準要保護を足した数を聞いてる」と呼ぶ者あり)

準要保護と要保護の合計でございますが、全体で6,520名のうち1,756名でございます。割合が26.9%でございます。

○丸山委員

今年度就学援助を受けられている児童・生徒は26.9%ということで、かなりの割合でいらっしゃるということで、子育て世代が大変な思いをしているなというところもあるので、これだけの方が利用されているということについては評価したいというふうに思います。

ただ、福祉部子育て支援室が、今回渡してもらいました「小樽市の子どもと家族の生活～子どもの貧困対策に向けて～」という、このアンケートのまとめだと思うのですが、厚生常任委員会を出していただいておりますが、この表を見ると、経済的支援制度の利用状況の中で、就学援助について、年収が200万円までの低所得層Ⅰというところですが、就学援助について「利用の仕方がわからなかった」という方が3.0%、「まったく知らなかった」という方も5.9%いるというデータが出ております。この就学援助については、低所得者層の支援という面もありますけれども、やはり子供の学ぶ権利を保障していく、そういう意味でも、周知の方法はあらゆる限りの工夫をしてやっていただきたいというふうに思うのです。

それで私がお願いしたいのは、小樽市子育てガイドブックへの掲載もお願いしたいと思うのです。これは子育て支援室で出しているもので、私の手元には2018年6月発行のものしかないのですが、これで確認したところ、就学援助の制度については記載がありませんでしたので、ぜひこの子育てガイドブックにも記載をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長

丸山委員に申し上げますが、ただいま福祉部子育て支援室の資料で、これまで出てきた資料なのかどうなのか、今私も確認できないのですが、今後説明員側が出そうとしている資料等に基づいて、今御質問をなさっている関連で、もし説明員が答えられる数字、または考え方であればよろしいのですが、現時点と、これからの時点の関係もありまして、説明できない時点に関しましては、以降の委員会等でも明らかにしていただける機会がありますので、そこはお含みおきを願いたいのですが、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

ただいま丸山委員がおっしゃったように、現在、子育てガイドブックに就学援助制度のことは載っていない状況でございます。こちらにつきましては掲載していただけるような方向で市長部局とも相談させていただきたいと思っております。

○丸山委員

よろしく願いいたします。

それで就学援助制度についてなのですが、今までもPTA会費、生徒会費、クラブ活動費についても支給がなされるようになっておりますが、小樽市はまだ支給されていないということで、日本共産党としてはこの三

つのものについても支給を求めてまいりました。

私は今回、道内の主要10市ということで調べてみましたけれども、まだ全く小樽市のように支給されていないところもあります。函館市、釧路市、小樽市は三つの項目を全然支給されておりませんが、それぞれの市でいろいろなやり方で支給されているのです。札幌市は余り手厚くないのですけれども、PTA会費を中学校のみ支給しているとか、苫小牧市ではPTA会費は支給、そして生徒会費とクラブ活動費については中学校のみというふうに、いろいろな工夫をしながら支給している市もあるわけです。

それで、子供の保護者の気持ちとしては、特に中学生になりますと部活動が始まります。スポーツをやりたい子に対して、うちは大変だから少しというふうにも、なかなか親の気持ちとしては言えません。だけれども、中学生ぐらいになると、子供も自分の家庭の事情はわかってきて、遠慮したりということもないわけではありません。そういった子育て世代の実情も考えていただきながら、この三つのPTA会費、クラブ活動費、生徒会費の支給についても検討をしていただきたいところです。

そして、2016年9月30日には、北海道教育委員会からも各市町村教育委員会にこのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても支給することという、促すような文書も出ておりますのでぜひお願いしたいところです。

そして、日本共産党、先ほども申し上げましたが、まずPTA会費、これはことし3月の予算特別委員会の中でも要求をしているところですが、PTA会費だけでも支給を検討していただけないかというふうになっております。この支給についてぜひ検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室長**

教育委員会といたしましては、今委員のおっしゃいましたいわゆる3費目のうち、全児童・生徒が対象となるPTA会費の支給について、これまでも財政部と協議、検討してまいったところでございますけれども、本市の財政が大変厳しい状況の中にありまして、近年就学援助の認定者が増加しているということもございまして、支給を見送らざるを得なかったものという認識をしているものでございます。今後も引き続き、どのような支給ができるかなど市長部局と協議をしてまいりたいと考えております。

**○丸山委員**

ぜひ子育て世代を応援するというので、せめてPTA会費と日本共産党は主張してきましたけれども、子供を育てる保護者の気持ちも鑑みていただいて検討をお願いしたいというふうに思います。

**○丸山委員**

**◎コミュニティ・スクールについて**

続いて、コミュニティ・スクールについてお聞きをいたします。

コミュニティ・スクールについて、この制度はどういったことを目的としているのかお聞かせください。

**○（教育）学校教育支援室吉田主幹**

ただいまの丸山委員のコミュニティ・スクール制度の目的でございますけれども、こちらは学校、家庭、地域の組織的、継続的な連携・協働体制の確立が可能となる制度でございまして、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民が参画できるというようなことを目的としてございます。

**○丸山委員**

現在導入されている学校をお示してください。

**○（教育）学校教育支援室吉田主幹**

現在の市内の導入校でございますけれども、稲穂小学校、手宮中央小学校、花園小学校、北陵中学校、以上の4校でございます。

**○丸山委員**

このコミュニティ・スクールなのですけれども、学校運営協議会というものを置いている学校をコミュニティ・

スクールと言うというふうになっているのですが、この学校運営協議会というのはどのような働きをするものなのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

学校運営協議会が行うことは3点ございまして、一つは校長が作成いたします学校運営の基本方針を承認すること。二つ目といたしまして、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること。三つ目といたしまして、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について意見を述べるができる。この3点でございます。

○丸山委員

その学校運営協議会委員の選出方法と人数と性別について、設置している学校別に示していただいていた方がいいですか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

委員の選出でございますけれども、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う方、学校長、教職員、学識経験者などから選ばれることになってございまして、稲穂小学校につきましては男性9名、女性3名の計12名。手宮中央小学校につきましては男性9名、女性2名の計11名、花園小学校につきましては男性8名、女性5名の計13名、北陵中学校につきましては男性7名、女性5名の計12名となっております。

○丸山委員

私はどこかで見て、この学校運営協議会のメンバーについて少し男性が多いなというふうに思ったのです。年齢も割と高目の方だったかと思ひまして今の質問をしたところなのです。学校運営協議会、小・中学校ということで、もう少し女性の比率を多くしていただきたいというふうに思うのです。今、ジェンダーのことなどいろいろ取り沙汰されていますが、やはり半々にはしていただきたいというふうに思います。女性の中でも地域の中でたくさんお仕事をされている方、ボランティアをやっている方もいらっしゃいますので、人材は十分にあるはずだなというふうに思いますので、ぜひ女性と男性の比率を半分半分にするぐらいでやっていただきたいというふうに思います。

それで、稲穂小学校については昨年活動されていたと思います。昨年の活動についてと、それから、それを踏まえて、今年度の活動予定を示していただきたいと思います。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

稲穂小学校についての御質問でございますが、平成30年度は稲穂小学校におきまして資源回収ですとか潮ねりこみへの参加など、保護者、地域とともに参加、実施しているところでございます。この30年度の中では、コミュニティ・スクールの連携を通してよりよい学校づくりができていますので今後も続けてほしいというような話が出てございます。また、地域住民のコミュニティ・スクールに対する理解が少し不足しているという面もございまして、今後は町会とも連携が必要ではないかというような話も出てございます。そのような中で、31年度に向けて地域全体で何かできないかということで、登下校の見守り活動に取り組む具体案が示されたところでございます。

○丸山委員

資源回収やねりこみなど、地域の皆さんにもお手伝いいただきながら、連携しながらやらなければならない活動に取り組んでいらっしゃるのかというふうに思います。子供主体の取り組みにしていきたいというふうに思っております。やはり学校の活動ということですので、主役は子供ということで、今後子供の意見を取り入れるようなシステムはあるのかどうか、こういったところをお聞かせください。

○(教育) 学校教育支援室長

稲穂小学校の校長に、子供とこういうコミュニティ・スクールと、また、地域の連携という部分での活動についてお聞きしたところ、現在稲穂小学校においては、子供とPTA役員の父親、母親方と一緒に話し合う場を設けて、子供のこういう学校にしてほしいとか、こういうことがあったらいいなというような声を母親方、父親方が実際に聞いてそれを実現していくという取り組みを行っておりまして、そういった取り組みが今度コミュニティ・スクー

ルがどんどん発展していく中で、地域の人たちとの交流だとかそういうところにつながっていけばいいなというふうに思っているところでございます。

**○丸山委員**

コミュニティ・スクールについて、今後も子供主体の、子供が主役の、地域との連携ができていくようお願いをしたいと思えます。

**○小貫委員**

**◎国民健康保険について**

まず、国民健康保険について、代表質問で高野議員が取り上げていましたが、この国民健康保険法の第44条、一部負担金減免についてですけれども、この対象について平成22年に厚生労働省の通知が出されていますが、この厚生労働省の通知をもとにすると、恒常的な低所得者、これも対象になるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○（医療保険）国保年金課長**

厚生労働省からの通知ですけれども、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに医療保険機関等の一部負担金の取扱についてという通知が来ているものでございますが、これは医療費の一部自己負担部分が減免の制度となっております。この通知の中では、減免の要件について、災害等による損害ですとか干ばつ等による収入減、また、事業の休廃止等による収入減など、一時的な原因のものが対象になっているような書き方がされております。

また、期間につきましても1カ月単位での更新制で、3カ月までを標準とすること。そして、長期の療養等が必要な場合は、生活保護など福祉部局との連携を図ることということが記載されておまして、そのような意味からは、恒常的な低所得者を減免とするというような趣旨にはなっていないというふうに考えてございます。

**○小貫委員**

この生活保護の部分、対象者等を比較した部分がこの通知にはありますけれども、そこにはどういうふうにかかれておりますか。

**○（医療保険）国保年金課長**

生活保護の部分の生活困難の認定方法という形で通知にありますけれども、これの中では、市の要領でも減免の制度を定めておりますけれども、国の通知の中では入院のみが対象で、生活保護基準の1.1倍以下の収入、そして全額免除のみが対象というところがございます。

**○小貫委員**

その部分が、先ほど述べていただいた災害時を含めて、それが結局「かつ」なのか、「または」なのか、その解釈だと思うのですけれども、そこはいかがですか。

**○（医療保険）国保年金課長**

先ほどの減免の要件の中で、災害等ですとか干ばつによる収入減、事業の休廃止による収入減、そのほか離職などによる収入減などがございます。先ほどの生活保護の基準の収入という面で見ますと、事業の休廃止による収入減、あるいは離職などによる収入減、またはそれに類するものというのがこれに含まれるものというふうに考えてございます。

**○委員長**

説明員に申し上げます。小貫委員は、ただいま簡単に、災害時も含めて、その部分で法的に「かつ」なのか「または」なのかと、どのように読んでいるのだという指摘なのですが。

**○（医療保険）国保年金課長**

申しわけございません。今言ったような意味で、「かつ」というふうに考えております。

○小貫委員

そこは少し見解が、私は「または」というふうに読んだのですけれども、そこは違うということなので次に行きます。

今、ところが保険料について、そういう低所得者、生活保護基準をもとにした、1.1倍とか、減免を行っているという自治体が2015年現在で676世帯だということなのです。これは全国生活と健康を守る会に対して厚生労働省が回答したということなのですが、これは恒常的にこういった低所得ということで、保険料の減免ができるということではないかと思うのですけれども、これは法的にどうなのかお示してください。

○（医療保険）国保年金課長

一時負担金ではなくて保険料のお話ということでよろしいかと思うのですけれども、やっているところもあるということで、条例上で定めることにより減免というのは可能かと思えます。ただ、国民健康保険法におきましても、特別な理由がある者に対して減免制度というのが規定されておまして、先ほどの一時負担金の減免と同様に、災害等による損害、事業の休廃止等による収入減など、要件としてはやはり一時的なものというのが対象となっております。恒常的な低所得者に対する対応というのは、長い期間であれば生活保護など他の施策の対象となるというのが法の趣旨と考えられておりますので、減免の趣旨とは合致しないではないのかというふうに考えてございます。

○小貫委員

恒常的な長さによって可能だというふうに押さえて、そうしたら短期的には可能ではあるということなのですか。

○（医療保険）国保年金課長

あくまでも、短期かどうかというよりは要件によって、先ほど言いました事業の休廃止であったり、離職であったり、一時的な収入減、こういう理由であれば減免の対象にはなるかと思えます。

○小貫委員

仮に保険料をこうやって減免した場合、保険料の補填というのはどうなるのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

先ほど条例などで定めている要件をお話ししましたが、例えば生活保護基準などによる離職とか、そういう状況による生活困窮ですとか、災害時の減免というのは2分の1が北海道から交付金補填されるのですけれども、今おっしゃったような恒常的な低所得者への減免となりますと、独自減免という扱いになるものですから、交付金などの補填措置はございませんので、基本的には皆さんの保険料の中で賄っていくような仕組みになっているというふうに考えてございます。

○小貫委員

今、皆さんの保険料の中でというふうな話がありましたけれども、それは一般会計からは入れてはいけないということですか。

○（医療保険）国保年金課長

今、委員がおっしゃっていましたが、減免を行っているところは、もしかすると一般会計から入れているところもあるかもしれませんが、基本的にはそれらは法定外繰り入れと言いまして、今、都道府県、道からの法定外繰り入れ、決算補填等の原因による法定外繰り入れなどは解消するように指導を受けているところがございますので、基本的には適切ではないと。一般会計からの繰り入れというのは適切ではないというふうに考えてございますので、そういう意味では保険料で賄っていくしかないのではないのかというふうに考えてございます。

○小貫委員

保険料について、代表質問で18歳未満の均等割の件を高野議員が取り上げていましたけれども、そこでまず、この18歳未満の子供がいる世帯と子供がいない世帯の保険料の未納世帯、この割合について説明してください。

○（医療保険）国保収納課長

まず、均等割が賦課されていて18歳未満の子供がいる世帯について御説明いたします。

全体が819世帯あるうち、未納のある世帯が102世帯。その割合といたしましては12.45%となっております。次に、均等割が賦課されていて18歳未満の子供がいらない世帯以外の世帯について申し上げますと、全体で16,952世帯あるうち、未納がある世帯が492世帯となっておりますので、その割合といたしましては2.9%となっております。

○小貫委員

子供がいる世帯の場合は約12%で、いない場合は約3%ということで、1割近くの差があるわけなのですが、やはり子供のいる世帯のほうが未納世帯の割合が多いということで、保険料の負担がそれだけ重いからではないかと私はこのデータから思うのですけれども、こういうことも含めて、やはりこの保険料が協会けんぽと比べ、子育て世代にとって重い負担になっていると、このようには感じないでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

本会議でも市長から答弁させていただきましたけれども、そもそも国民健康保険は、協会けんぽなどの被用者保険と比べて年齢構成も高くて、あと医療費水準が高かったり、所得水準が低かったりという構造的な問題があるかと思います。

そういった意味で、委員の御指摘のとおり、子育て世帯だけに限らず多人数世帯というのもそうだと思うのですが、仕組みとして均等割があるというところもございますので、そういう意味でも保険料の負担が大きくなっているというふうには考えてございます。

○小貫委員

いや、だから市長答弁が遠まわしなのですよ。子育て世代に重い負担となっていると思いませんかという。重い負担になっていると思うという答弁と解釈してよろしいのですよね。

○（医療保険）国保年金課長

子育て世帯も含め、重い負担になっているという答弁をさせていただいておりますので、当然子供のいらっしゃる世帯も重い負担になっているというふうに捉えてございます。

○小貫委員

それで、先ほども少し条例の話がありましたけれども、子供がいることによって、この保険料の減免、これを行うということは、条例を変えることで可能になるのかどうか。どうでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

法の趣旨などを考慮しなければ、条例上定めることにより減免というのは可能になるとは思いますけれども、先ほどと同様の答弁になるかもしれませんが、保険料減免というのは災害等による損害、事業の休廃止による収入減など、一時的な原因のものを対象とするものでございまして、また、保険料減免は個々の被保険者の負担能力の状況などに応じて決定すべきもので、画一的な減免基準を設けるのは適当ではないというふうに考えてございますので、そういった意味で減免の趣旨には合致しないものではないかというふうに思っております。

○小貫委員

負担能力に応じて決めるということをお答えいただきましたけれども、負担能力を超えているから子育て世代の未納世帯がふえているのではないですか。

○（医療保険）国保年金課長

先ほど答弁させていただきましたとおり、負担が大きいというのはおっしゃるとおりだと思いますので、ただ、今言っておりますのは、減免の趣旨として、負担能力の状況等、個別の状況に応じて減免するのが減免の趣旨であるといった意味から、委員が御指摘の子育て支援の観点からこの負担減を図るとするのは、国が制度としてしっか

り行うべきものと考えておりますので、減免ではなく国の制度としてやるべきものというふうに考えてございます。

○小貫委員

それで、国民健康保険の加入者、第3子以上の子供を持っている世帯がどれだけなのかまず示してください。

○（医療保険）国保年金課長

今年度の賦課決定時点の人数になりますけれども、18歳未満ということで、第3子以上の子供の数が141人となっております。

○小貫委員

そういう減免は先ほどからふさわしくないのだということを言っていますけれども、逆に第3子以上いる方は141人しかいないということで、せめて多子世帯の減免をということを言いたいのですが、それはふさわしくないという答弁になると思いますので、まとめますけれども、結局、代表質問の答弁を聞いていますと、市長は子育て応援はしたいのだということを言うのですね。この国民健康保険独自の負担、これは取り組みたくないのだと。それならば、小樽市として一体この問題をどうやって解決しようとしていくのかと。全国市長会を通じて意見を上げるだけで、ほかは何もしないと。あとは国任せということなのでしょうか。いかがですか。

○医療保険部長

子育て施策、それから国民健康保険の関係でございまして、先ほど御質問のあった中身につきましては、やはり制度といたしまして減免というのは、災害等で急遽負担が難しくなったということに対する措置でございまして、やはり恒常的な低所得といいますか、そういったものについては法の趣旨ではないというふうに考えているところでございまして、逆に私どもからしますと、そういったものを制度としてつくってほしいということが必要だろうということで、今要請しているところでございます。それは小貫委員のおっしゃるとおりでございます。

それではどうすればいいのか、要請するだけなのかということでございますが、私どもといたしましては、医療保険部の所管する事務の中でございまして、例えば子供の医療費の部分ですとか、ことしから中学校の入院についても拡大いたしました。そういったことも含めまして子育ての施策がございまして、そちらについて、私どもでいきますと、今後とも拡大に向けて検討して、当然財源をいろいろと探してということになりますけれども、そういったことをしながら総合的に子育てに関する施策に取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

理解はできませんけれども、結局、子育て支援ということになると、今私たちが言っている協会けんぽと比べて国保の負担が高いのではないかということの解決にはなりませんので、子育て世帯全体を応援していくこともそうですが、国保の加入者である子育て世代をどうやって応援するのかということもあわせて考えていただきたいというふうに思いますので、それを言うだけ言って終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○秋元委員

◎高島漁港区に関する訴訟の状況について

それでは初めに、高島漁港区に関する訴訟の状況について、まずは現状、状況をお知らせください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

高島の観光船事業の裁判の状況ですけれども、平成31年4月19日、札幌地方裁判所で第1回口頭弁論が開催されました。令和元年6月20日、第2回口頭弁論が開催されております。口頭弁論の内容でございますけれども、係争中でございますので詳しい内容はお話しできませんが、原告、被告、双方の主張を確認した内容となっております。

○秋元委員

次の3回目はいつになりますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

令和元年8月6日、火曜日、午後3時からとなっております。

○秋元委員

伺いたいことはたくさんあるのですけれども、先ほど答弁いただいたとおりに係争中ということですので控えたいと思いますが、市長も以前に、市民の皆さんにお知らせするというような説明する機会、そのような話もされておりましたけれども、どのタイミングで、どういう方法で市民の方にこの訴訟の内容と申しますか、結果と申しますか、これについてお知らせするお考えですか。

○(産業港湾) 港湾担当部長

高島漁港区におけます観光船事業に係る訴訟の件と市民への説明ということでございますが、現在は、先ほど港湾業務課長から答弁させていただいたとおりに告訴中ということもありまして、内容等については差し控えたいと思っておりますけれども、この後、この裁判が終了した際には、その段階で裁判の経緯ですとか内容、そして私たちの考えですとかというものを当然議会の場でもそうですし、また、定例記者会見の場で市長から御説明もあるかと思っておりますし、丁寧に説明をしてみたいと考えてございます。

○秋元委員

よろしく願いいたします。

◎小樽市総合戦略の点検評価について

今回、代表質問で小樽市総合戦略の点検評価について伺いましたが、まず、各年度の目標値への達成度をスコアとして評価し、現状分析や今後の展開も含め、人口対策庁内検討会議と小樽市人口対策会議に報告し検証を行ってきたということでしたけれども、まず、現状分析と今後の展開についてはどこで誰が行ってきたのか。また、分析する際に統一したフォーマットなどはあるのか。また、それぞれの会議では何に基づいてどんな検証方法で行ってきたのか伺いたいと思います。

○(総務) 企画政策室木島主幹

総合戦略の点検評価の関係でございますけれども、まず、現状分析と今後の展開のところにつきましては、事業担当課でその内容についてやっているところでございます。

それと、分析する際に統一したフォーマットというお話でしたけれども、特に国からですとか、どこからか示されたということではないですけれども、当然こちらで取りまとめを行ってございましたので、その照会をする中で実績値がどうだったですとか、現状分析、今後の展開という欄を設けたもので使っているところがございます。

それと、どんな検証方法というところなのですけれども、各パッケージにひも付けられている事業の実績などについてまとめたものでございまして、そのパッケージの点数ですとか特徴的な事業のもの、例えばスコアがマイナスであったり、年度目標を達成しているものすとか、目標値の情報修正を行ったようなもの、そういったものについて御報告をして、会議において御意見を伺っているところでございます。

○秋元委員

各事業については、担当の課で現状分析と今後の展開についてはされているということですね。

スコアと達成度の点数について、これはそもそも総合戦略策定時に議会でも大変議論になった部分ですが、私自

身は非常にスコアと達成度の関係がわかりにくいという、そういう思いで質問もさせていただきましたけれども、まずは現時点と申しますか、スコアと達成度の点数について、その関係についてもう一度説明をいただけますか。

○(総務)企画政策室木島主幹

スコアと達成度についてでございますが、スコアと申しますのは各施策KPI、パッケージのもとにぶら下がっているものなのですけれども、そのKPIはその年度の達成度をあらわしたものでございます。達成度が続いてわかりにくいのですけれども、パッケージの達成度というのは、その各パッケージに含まれるスコアを平均したものとなっております。

○秋元委員

なかなか書面で見ると全く理解できないのですけれども、今説明いただいたこのスコアと達成度の点数の関係については、それぞれ会議に出席される方々も理解しているということでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

各会議の冒頭におきまして、スコアの算出の方法とパッケージの達成度のお話はさせていただいておりますので、そういった意味では御理解はいただけているのではないのかというふうに私は思っております。

○秋元委員

理解をしているというお話でしたけれども、平成29年度の実績値を出した進捗管理の資料を見ますと、なかなか厳しい数字が並んでおりまして、全体でいきますと、プロジェクトごとに、あずましい暮らしプロジェクトは100点満点中16.13、樽っ子プライド育成プロジェクトは100点中39.54、にぎわい再生プロジェクトは69.84、あんしん絆再生プロジェクトは4.11と、非常に厳しい結果なのですけれども、ただ、中身を見ますとやはり理解できないのです。

特に何が理解できないかという、このスコアが低い状況にありながら、この評価書には現状維持でいくのだという、そういう現状分析をしている、そういうような事業もありまして、結局100点満点中のスコアが低いものですから、一つのプログラム全体の100点満点中をぐっと下げているような事業もあるのです。そういう中で、担当課で分析し現状維持という、そういう分析をされているというのが理解できないのですけれども、この辺はどのように感じているのでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

スコアが低い中での現状維持ということで議論したというのがありますが、なかなかその年度によってばらつきが実績の中にはあるものもございますので、すぐに見直しというのが難しいところも一定程度あるのかもしれないけれども、数字上よろしくないのであればそういった改善というのはしなければならぬとは思っております。ただ、今回のこのスコアの出し方が、年度ごとにその年度の達成度、目標値がどんどん上がっていくという中で、事業の実績が前進しているのだけれども、結果的に計算をするとスコアが下がるという部分もございますので、こちらは進捗度合いをきちんと表現できているものにはなっていないのかもしれないかもしれませんので、そここのところは次の戦略のときには見直しを考えていかなければならないかというふうに思います。

○秋元委員

今お話しいただいたのですけれども、やはり理解できません。

最初に言わせていただきましたけれども、全体を見ても四つのこの総合戦略におけるプロジェクトの平均値が35.69と非常に低い状況が続いてきたのです。最初は52ぐらいだったのです。それが平成29年度には35.69までどんどん下がっていく状況で、どうやって事業を進めてきたのかというのが非常に読み取れない状況だったのです。

もう一度確認しますが、当然このスコアの平均値が達成度の点数になるというふうに思いますけれども、当然限りなく100点に近いほうが良いという認識でいらっしゃるのですよね。当然、評価した担当されている方々もそういう認識のもとで分析、評価しているということでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

確かに、各年度の目標値、こちらを達成すると100点ということになりますので、全てが100点になればパッケージも100点になるということで、目標を達成していくほうがいいというのは間違いございません。

○秋元委員

それで、先ほども少し答弁いただきましたが、やはり今の評価方法は非常にわかりにくいですし、スコアと達成度の点数を見ても、どこまで各事業が進んでいるのかというのは非常にわかりにくいので、ぜひ今回第2期に向けて、これから策定されると思いますけれども、もう一度、もっとシンプルな考え方でよろしいのではないかと思うのです。要するに、その目標に対する達成度の割合がどのくらいまでいっているのかという、そういうことのほうが、素人が見ても、目標に対してどこまで進んでいるのかと読み取れるようなものにしてほしいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

確かに委員のおっしゃるとおり、ぱっと見て、昨年より進んでいるのに点数が下がるというのはわかりづらいところがあるかと思えますので、国でもKPIの検証で達成%だけではないのですけれども、前年より進んでいるとかどうとかと、そのような区分で検証を行っているところもございますので、そういったところも参考にしながら、わかりやすい指標というものは、次の戦略に向けて検討を行ってまいりたいと思います。

○秋元委員

今回の進捗管理の資料の中には、総合戦略のPDCAにある施策ごとの事業費総額における費用対効果を分析するというふうに記載されています。その点が一つ。それと、その結果を市民に広く公表し、市民による評価を実施するというふうに記載されているのですけれども、まず、この施策ごとの事業費総額における費用対効果の状況はどういう状況なのか。それと、市民の方々が評価をした結果どういう状況なのか。これについてお知らせください。

○(総務)企画政策室木島主幹

PDCAサイクルのところにおける、事業費総額における費用対効果の分析についてでございますけれども、申し訳ございません、現状行えてはおりません。

それと、市民に公表して市民評価を実施するところのお話ですけれども、公表につきましては、小樽市人口対策会議の終了後ホームページに公表はしてございますが、それに対する特段の意見というのはこちらには届いていないところでございます。

あと、市民の方の評価という部分におきましては、人口対策会議の中に公募の市民の方も入っていただいておりますので、そういった中で一定程度の御意見というのは伺っているのかと考えております。

○秋元委員

厳しいなと思うのです。やはりもっと客観性を持って、市が行う事業についてしっかり責任を持って実施していただくという部分では、以前から私はお話しさせていただいておりますけれども、事業評価のようなそういうシートをしっかりと使って、もっとわかりやすく評価していただきたいなど。そして、やはりPDCAが機能していないのではないかというふうに思うのです。そういう部分では、やはりもう一度原点に立ち返って、PDCAで事業を見直すということがどういうことかということをしっかり各課で検証していただきたいなど。

その上で、毎年数字がゼロのまま進んでいる事業もあるわけですから、これは先日高橋克幸委員も指摘しておりましたけれども、これは事業を行っていく上で、私としてはあり得ないと思うのですね。

確かに難しい現状も説明いただいておりますけれども、やはり事業として行っている以上は、ゼロが続くということとは、なかなかPDCAがしっかり機能していないのではないかと思います。そういう上では、これからの2期目の総合戦略をつくる上でも、また、総合計画にもかかわってきますけれども、もう一度しっかりPDCAサイクルが実施できるように、効果としてあらわれるように運用といいますか、運営をしていただきたい

というふうに思うのですけれども、この点の答弁をいただいて終わります。

○（総務）企画政策室木島主幹

総合戦略の実施におきましても、国からPDCAサイクルを回して庁外の方の御意見も伺いながらやっていくというところはうたわれておりますし、当然、やっておしまいという話にもならないと思いますので、そういったところは、どういったやり方がいいのかということもございますし、今こうしますとお伝えすることはできませんけれども、鋭意検討させていただいて、よりよいものになるように努力してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

◎公共施設再編計画について

それでは最初に、公共施設再編計画についてこの前は尻切れとんぼだったので、1点だけ確認をさせてください。学校、市営住宅は別物で計画を立てているというお話でしたけれども、長寿命化計画では財政負担の平準化を図るというような話がありましたので、長寿命化計画の全体像というのはどういうふうになっているのか、この点を1点確認させてください。

○（財政）中津川主幹

私たちが今作成しております計画と申しますのは、本市では全ての公共施設等を対象に管理等に関する基本的な考え方などを示している小樽市公共施設等総合管理計画というのがございます。これは国からの要請を受けて平成28年度に作成したものでございますけれども、市営住宅ですとか学校などの長寿命化計画、それから、私どもがこれから作成する再編計画、長寿命化計画というのは、全てこの総合管理計画に基づいて行われる計画になっております。実際、私どもの計画の中には、委員がおっしゃるとおり学校ですとか住宅の部分というのは含まれておりませんが、これはそれぞれの所管で個別計画を実際に持っているというようなものですから、それを除いた部分で私どもが計画を立てて行っているということでございます。

実際には、別々にその計画を策定し実施されるといろいろな部分で問題が出てきます。例えば、更新費用の平準化だけではなくて、実際に更新対象施設の中に併設されている福祉施設みたいなものが入っていると申すと、例えばそういった施設を除却するとかという計画になったときに、勝手ばらばらに申すと福祉施設ですとかは行政機能が果たせなくなったりとか、行き場がなくなるというようなことも出てきますので、私どもとしましてはそういった計画をお互いに把握し合いながら計画の内容を調整して策定していくというようなやり方をとりたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

また計画ができれば具体的に議論をさせていただきたいと思っております。

◎第3号ふ頭及びその基部について

次に、一般質問で質問しました第3号ふ頭及びその基部について質問を変えます。

港湾については3年間議論がほとんど進んでいない、とまっていたような感じだと思いますので、一つ一つ確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この第3号ふ頭及び周辺再開発計画施設配置計画図、これは生きているのでしょうか、これで議論を進めていいのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室山本主幹

この第3号ふ頭及び周辺再開発計画、こちらは平成26年度に策定しまして、最終的な姿、こちらを作成してございます。これにあわせて将来は進めていきたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

では、これを将来のベースとして議論させていただきます。

市長の御答弁では、第3号ふ頭の内容については、大型クルーズ船対応の岸壁改良工事をやっているというのがまず一つありました。これはこの計画図でいくとどちらになるのですか、説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

現在国で進めています、いわゆる直轄工事になりますけれども、その岸壁の老朽化対策工事についてですが、今委員がお持ちの資料で言いますと、図面の右側、図面を持っていらっしゃる方もおりますので少し補足説明しますけれども、小樽駅から石狩湾新港に向かいますと、左手が先端から16番、それで基部が17番になると。

○高橋（克幸）委員

計画図がないのでなかなかわかりづらいと思います。

それで、この国直轄の岸壁工事ですけれども、この工期と事業費、それから小樽市の負担、負担率をお示しください。

○（産業港湾）港湾整備課長

現在進めています国直轄の岸壁改良工事ですけれども、平成26年度から事業着手しております。事業の期間についてなのですが、国の直轄事業で行っているものですから、予算の配分次第で工事の最終年度は左右されますけれども、従前から国から言われているのは、当時で言いますと30年代前半というふうに向っていますので、今は元号が変わっていますから、令和の前半という形で聞いております。また、事業費についてなのですが、岸壁改良の事業費は全体で約40億円となります。そのうち市の負担金といたしましては約13億3,000万円ですので、市の負担割合は3分の1となっております。

○高橋（克幸）委員

ということは令和1桁の前半ですね。ということは令和5年とか6年。あと、四、五年で大体ここは完成するというところで予定としてはいいでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

委員のおっしゃるとおり、今の予定でいきますとそのぐらいを目途に終わるというふうに聞いております。

○高橋（克幸）委員

続いて、市長の御答弁で、しゅんせつ工事も行っているのだということでした。また計画図で言うと、しゅんせつ工事というのは計画図の上の船の図のところに当たるのか、どの辺をしゅんせつするのですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

第3号ふ頭の泊地しゅんせつ工事なのですが、今御説明いたしました岸壁改良工事の17番岸壁の前面は現在の水深がマイナス9メートルしかございません。それをマイナス10メートルにするために、今17番岸壁の前面のしゅんせつを行っている最中でございます。

○高橋（克幸）委員

計画図では大型客船・官公庁船対応岸壁の半分ということでもいいですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

はい。17番岸壁ですので、大体半分ぐらいということで構いません。

○高橋（克幸）委員

それで、同じようにこれも確認ですけれども、しゅんせつしている面積と工期、事業費、市の負担、負担率についてお示し願います。

○（産業港湾）港湾整備課長

第3号ふ頭の泊地しゅんせつ工事なのですが、この事業につきましては平成29年度から着手しております。完了の年度なのですが、先ほど御答弁させていただきましたが、これも予算の配分次第なので明確にいつまでとはお答えすることはできませんけれども、先ほど御説明したとおり、大体岸壁の改良工事とあわせてよう

な形で完了する見込みと聞いております。また、しゅんせつにかかります事業費なのですけれども、しゅんせつの面積が約3万平方メートル、事業費が全体で5億7,000万円となっています。市の負担金といたしましては8,550万円となっておりますので、市の負担割合は100分の15ということになります。

○高橋（克幸）委員

それで、ここからが本格的に聞きたいところなのですが、市長の御答弁では、岸壁改良の整備効果を生かすために既存の市営上屋33号の一部を改修して、旅客ターミナルと大型バスの駐車場の整備を行うという御答弁でした。現状をまず説明してほしいのですが、これは住宅地図をコピーした内容です。今第3号ふ頭に四つの建物が建っているわけですが、現状、それから上屋の番号について説明をお願いします。

○（産業港湾）港湾整備課長

第3号ふ頭の上屋の配置なのですけれども、小樽駅方向から石狩湾を臨みますと、札幌側、第2号ふ頭側の基部がまず31号上屋です。その同じ札幌側の沖側が32号上屋、反時計回りに回りまして、手宮側の先端側が33号上屋、その基部が民間の上屋となっております。四つの上屋のうち三つが市営上屋で、一つが民間の上屋となっております。

○高橋（克幸）委員

先ほど説明した市長の御答弁では33号上屋ですから、この計画図でいくと海側の手宮側の建物を一部改修するということでした。それで、手前の民間の倉庫ですが、岸壁改良工事で一部移転しなければならないということでしたけれども、この点についてまず説明をお願いします。

○（産業港湾）港湾整備課長

今御質問のありました民間の上屋ですけれども、16番岸壁の構造と施工する方法に違いがあるものですから、その施工に当たっては民間の上屋が移転、撤去をしなければいけないという状況でございます。その上屋については、今国で補償等の対応を行っておりますけれども、今年中に移転、撤去する見込みと聞いております。

○高橋（克幸）委員

そうすると、この民間の倉庫の跡が大型のバス駐車場ということなのでしょう、恐らく。33号上屋の一部改修となっておりますけれども、これは全体的にやるのですか。それとも、一部と答えていますので、どのぐらいの規模でやるのかお示してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

33号上屋の改修なのですけれども、今御質問にあったとおり一部改修ということなので、一部は貨物としての機能を残さなければいけないということでございます。ただ、今、面積等の割合などにつきましてはまだ検討中といえますか、情報収集も含めて作業を進めているところなので、面積についてはどのぐらいになるかというのは今の時点では申し上げられない状況です。

○高橋（克幸）委員

逆に聞きますけれども、この33号上屋にはどのようなものがいろいろ入っているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾整備課長

現在の市営33号上屋の利用状況ということですが、まず、港湾関係事業者が2社利用されております。その取り扱っているものといいますと、海上貨物であります農水産品、林産品、あとは特殊品ということで、動植物性製造飼肥料というものが一時保管されている状況でございます。

○高橋（克幸）委員

理想でいけば、一部ではなくて33号上屋をそっくりどこかに移せば、この最終計画の計画図の半分の敷地は準備できるわけですね。一部というのは理解できるのですけれども、最終的には全部となると、そもそも中のものを、ではどこに持っていくのかという計画を立てていかなければ、ただ行き当たりばったり半分だけやるという話にはなりませんよね。そういう考え方はいかがですか。

○（産業港湾）港湾整備課長

ただいま委員からの御質問がありましたとおり、全くそのとおりでございまして、まず、これらの利用者の方の行き先を考えなければいけないという問題があるかと思えます。また、そうなりますと、当然、第3号ふ頭全体が指定保税地域と言いまして、関税法に基づいて当時の大蔵大臣の指定を受けている施設でございまして、荷さばき地も含めて、今後の利用については小樽税関と協議を進めなければ、移転先の問題ですとか、指定保税地域の代替の場所ですとか、利用者の方が利用する上屋の機能の確保だとかいろいろな課題がありますので、そういったことを考えますとなかなか一長一短にすぐ進めるという状況ではございません。

○高橋（克幸）委員

今のお話で、31号上屋、32号上屋については、それは理解できます、結構いろいろ入っているようですから。ただ、市長の御答弁で、33号上屋は一部改修するのだという、そういうお答えをいただいているので、それであれば一部ではなくて全体を見据えた上で進めていくべきではないかというのが私の考えです。

いろいろハードルがあるのでしょうかから一部でも構いませんけれども、ではその一部というのはどのぐらいの規模を、先ほどはなかなか難しいと言っていますが、ある程度見えていないと、逆に言えば荷物はある程度集約できるのではないかというふうに、私はそういうふうに聞いたのですけれども、それは違いますか。

○（産業港湾）港湾担当部長

今、既存上屋を改修したターミナル機能の導入についての御質問でございすけれども、どのぐらいの面積ということになりますと、実はあそこの上屋は3,600平方メートルぐらいの床面積を持ってございまして、これが七つのシャッターにそれぞれ張りつけられて、七つぐらいに分割されているというイメージでとっていただければいいと思うのですが、我々としては七つのうちの四つ、もしくは三つか、最初はそのぐらいのエリアでこの客船ターミナル機能を導入できないかというふうに考えてございます。

今御質問にありました、全部を使えないかということでございすますが、現在、33号上屋においても、ロシア貿易において使われています水産品のための設備ですとか、こういったものが入ってまして、これについてはなかなか指定保税地域、先ほど港湾整備課長から答弁がございましたけれども、指定保税地区一体となった使われ方をしております、簡単になかなか動かせないという状況でございす。そういった状況もあるものですから、当面私どもはこの一部を使ってターミナル化を進めていくということで考えてございまして、逐次、段階的に進んでいく中でこういった移転が可能になってくれば、またターミナルを広げるということもその段階で可能かとは思いますが、当面はまず、今御説明させていただいた範囲の中で導入を図っていきたいというところでございす。

○高橋（克幸）委員

それであれば理解できます。

せっかくつくるのですから、後々広げたときにも、やはりイメージというのが大事だと思うのです。それで、今すぐ答えられるかどうかわかりませんが、ではこの旅客ターミナルの絵姿といいますか、どういうイメージでつくっていくのかというのは外観も含めて大事だと思うのですけれども、その辺は見えておりますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

ターミナルの絵姿ということなのですけれども、6月4日に経済界と観光業界と連携しまして、第3号ふ頭を核とした魅力づくり連絡会議というのを立ち上げています。今後、基部も含めてこの地域をどのような形で整備していったらいいのか、整備だけではなくてどのように利活用していくのが一番効果的なのか、その辺も踏まえてその会議の中で意見交換をしてみたいと思っております。今のターミナルですとか駐車場も含めてなのですけれども、それも踏まえながら意見交換して方針を決めていきたいと考えてございす。

○高橋（克幸）委員

もう少し本当は基部の議論をしたかったのですけれども、まだこれからだという、3年間何も議論されなかった

部分ですので、早く取り返していただくように頑張っていたきたいと思います。

最後に、この最終形にあります計画図の緑地の部分にたしか港湾室があるのです、今は結構ぼろぼろになっていますけれども。これもどこに移すのかというのは恐らくこれからの議論だと思いますが、現状での考え方というのはどういうふうになっていますか。

**○（産業港湾）港湾担当部長**

再開発事業におきます私どもの港湾室庁舎の移転の方針についてでございますけれども、現在は全くの白紙の状態でございます。別途建てかえるのかというのもありますし、また、私どもの港湾エリアで持っています既存の建物を使うかというのも選択肢がないわけではないのですけれども、先ほど担当主幹から第3号ふ頭の連絡会議の説明させていただきましたが、これから第3号ふ頭の整備方針なり、活用方針なりといろいろ議論していく中では、民間活力の導入というものも大きなポイントとなってございます。これはまだ全然決まっている話でもないですが、例えばそういった民間の方々が仮にあそこのエリアで何かを、PFIなり、PPPなり、言ってしまえば官民の中の連携で何か建てたいという話もちろほら聞こえないわけではないのですけれども、そういった場合には間借りするという方法もあるのかもしれない。

こういったことをこれからこの連絡会議の場でいろいろと議論して、いずれにしましても、本当に大切な観光資源となり得る場所だというふうに考えてございますので、一番利便性がよく、また、魅力的なものにつくりかえていきたいというふうに考えてございますので、その中で私どもの事務所が最終的にはどうなるかというのが見えてくるかと思っております。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時39分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

**○須貝委員**

**◎ふるさと納税について**

まず、ふるさと納税に関してでございます。

ふるさと納税の事業の中に、あずましい暮らしプロジェクトにトイレの洋式化整備に7カ所400万円とありますが、この予定先をまずお聞かせください。

**○（財政）津川主幹**

こちらは、はまなす公園ほか7カ所ということで、はまなす公園以外の7カ所につきましては、銭函公園、さくら公園、高島公園、ななかまど公園、からまつ公園、朝里川公園、栗山公園となっております。

**○須貝委員**

こうやって名前を聞くと、重要な施設が多いなというふうには思うのですけれども、私はこの間からトイレ担当という感じでトイレばかりの話なのですが、実は第3号ふ頭の船着き場の付近にある公衆トイレで要望があります。確かに、観光のまち小樽の象徴的な場所にあるトイレの状況が余りにも恥ずかしいと。多少の改修はあったようだ

が、このトイレを利用した観光客はどう思うだろうかという声がありました。まさにあの場所は小樽の観光のメッカである場所であって、やはり小樽の顔としてトイレのウォシュレット化、多機能化、それから清掃を含めた継続的なメンテナンス、ぜひこれを切望したいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

委員のおっしゃいましたのは港湾室の横にあるトイレかと存じますが、当該トイレにつきましては確かにたくさんの観光客の方が利用されていると、このように認識してございます。そのため、昨年、一昨年と大規模な改修を行っておりまして、洋式化、また、床、壁の改修を行いましてにのいの軽減。また、外国の観光客の方にわかりやすいよう英語表示、ピクトサインの表示を行っております。清掃につきましても、観光シーズンの6月から9月の間は1日3回実施しておりまして、苦情等があった場合には随時迅速に対応しているところでございます。

今後も観光客の方が快適に利用していただけるように、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○須貝委員

先日からおもてなしとか、ホスピタリティといったキーワードが出ていまして、まさしくあそこのトイレは、私はそれらの核心の一部であるというふうに思っています。

今、今後ともというお話がありましたけれども、やはり多機能化も含めてぜひ御検討をお願いできないでしょうかということを取りあえずもう一度お聞きします。

○（生活環境）管理課長

ウォシュレットを含めた多機能化ということでございますが、観光の目玉の場所にある公衆トイレの一つではございますが、まだまだほかにも市の観光地にあるトイレがたくさんございまして、全体のバランスといえますか、そちらも考えていかなければならないと思っております。

昨年、一昨年と700万円程度お金をかけて一度改修しておりますので、まずは先ほど申し上げましたように適正に維持管理、なるべく快適に使っていただけるようにメンテナンスを続けていきたいと考えてございます。

○須貝委員

この件については、またフォローさせていただきたいと思います。

私は先日の一般質問におきましても、このふるさと納税の制度のゆがみについて言及させていただきました。昨今の大阪府のI市の騒動に目を奪われがちですが、実はもっとほかに論じる点があるというふうに私は思っております。まさしく私が質問書を出した後、6月13日の日経新聞に私の危惧するところのふるさと納税の疑問点が出ました。その後も日経新聞では、先週も立て続けにこの制度の問題点というのが提示されております。

先日の答弁では、寄附約1億7,000万円に対して関係経費は返礼品代及び発送費込みで約4,400万円とありましたけれども、これは間違いありませんか。

○（財政）契約管財課長

平成30年度の決算見込額において、この金額になってございます。

○須貝委員

私の認識といえますか、大多数の方はそうだと思うのですが、今、返礼品は大体3割だというふうに認識しているところなのです。1億7,000万円の3割というのを単純に計算すると5,100万円になります。さらにこれに発送費も込みだと考えれば、この約4,400万円というのはつじつまが合わないと思うのですが、小樽市の返礼品は3割に至っていないということなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市の返礼品ですが、約3割程度の返礼品となっております。金額が合わない理由なのですが、約1億7,000万円のうち5,100万円ほど高額寄附がございまして、例えば4,000万円を市内の方が寄附していただきます。これにつきましては市内からの寄附になりますので、返礼品はございませんで丸々寄附額というふうになるものですか

ら、先ほどのような差異が出るものでございます。それで、先ほどの5,100万円ほどを除きますと30%ほどの経費になるということでもあります。

#### ○須貝委員

そうしますと、やはり新聞等で取り上げられているように、大口の大変ありがたい寄附者を除くと、返礼品と経費を加えて半分が経費に消えていくという計算になりますよね。これは細かい数字もいろいろあるのですけれども、今、まさしく二重取りで持っていかれたところは交付金が入るとかという二重取りの問題で言われているとおりでと思います。これはここで結論が出ないのですが、多くの方々がこの問題に少し目を向けていただいて、そしてこの制度を十分理解した上で、重要な財源ですので、きちんと戦略的に使っていくということが重要だと思ってあえて触れさせていただきました。ぜひそういったことも踏まえて今後ともよろしくお願ひします。

また、一つだけ、市のリピーター対策として残暑見舞いということをやられたとこの間の答弁でありました。これは大変すばらしい取り組みであるということだけつけ加えさせていただきたいと思ひます。

#### ◎公園について

次に、公園について質問させていただきます。

まず、本市の公園整備に係る予算及び執行額、また、今年度、数年間の計画があればあわせてお示しいただきたいと思ひます。

#### ○（建設）公園緑地課長

公園整備に係る予算及び執行額の関連でございます。平成27年度予算額約2億9,100万円、決算額約1億9,800万円、28年度予算額約2億7,100万円、決算額約2億500万円、29年度は約1億7,700万円、決算額は約1億6,100万円となっております。それから、今後の予算、今後の計画についてでございます。令和元年の公園費の予算額は1億3,887万9,000円となっております。基本的には長寿命化計画、公園でやっておりますものに基づき実施していきますが、国費の付き方が不透明な部分がありますので、現時点ではわからない部分もあります。これから見きわめていきたいと考えてございます。

#### ○（教育）生涯スポーツ課長

小樽市都市公園条例第9条に基づきまして、有料公園施設として体育施設が位置づけられております。この有料公園施設であります体育施設につきましては、同条例施行規則によりまして、施設の管理等を教育委員会に委任されております。予算科目としましては、体育施設費として教育費に小樽市体育施設条例に基づく施設の維持管理経費も含めまして一括で計上させていただいておりますが、その直近の予算額、決算額につきましてお知らせいたします。

平成29年度の予算額3,511万5,000円に対しまして決算額が約3,375万3,000円、30年度予算額は3,569万7,000円に対しまして決算見込額約3,003万5,000円、今年度の予算につきましては4,049万7,000円を計上させていただいております。今後の見込みにつきましても同等程度で推移するものと考えております。

#### ○須貝委員

いずれにしても、予算に対して執行額が100にはなっていないと。お金の少ない、財政の苦しい中で予算組みしたのに、十分に、100%と言わないまでも使い切れていない。それで片一方で困っている方々もたくさんいるということですので、ぜひせつかついた予算ですので100%の執行をお願いしたいというふうに思ひますけれども、この施設を維持管理していくためには、私もいろいろ今回読ませていただきましたが、まさに市民の方々とのパートナーシップの形成が非常に重要であるというふうに思ひます。

そこで本市として、公園管理の方法として整備器具及び用具の貸し出しや貸与をしているケースというのがありますか。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会とか、それから児童遊園地を任されています町会に刈払機の貸与を、機械とプロテクターと燃料をともにして例年やってございます。

○須貝委員

管理者は道ですけれども、朝里のまちづくりの会は用具を全部自前でやっておられます。そして道と役割分担をしてリバーサイドの管理をしていたということで、まさしくこういう例は今後公園管理の上で大きなヒントになるのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

今、朝里川の事例がございました。公園緑地課では市民との共存事例ということで、専用減免などをして、そういうイベント関係の応援をさせていただきます。主なものは、長橋なえぼ公園で行っておりますなえぼ公園の夜桜ライトアップですとか、あとは朝里川公園は、今お話ししました朝里川リバーサイドフェスティバルin朝里、あとは朝里川花火大会です。あと、朝里中央公園で小樽雪あかりの路のシーズンにやっておりますウインターランド、これが主な大きなもので、町会、市民の方と共存事例としてございます。

○須貝委員

からまつ公園のテニスコートについてだけ一つ触れさせてください。このからまつ公園のテニスコートは、後志の高校生も使用するジュニア指導の育成の重要施設だと聞いていますけれども、これの御認識はありますか。

○(教育)生涯スポーツ課長

からまつ公園庭球場につきましては、今委員がおっしゃったように、中体連の後志地区大会、それから高体連の大会などでも利用されておまして、重要な施設であるというふうに認識しております。

○須貝委員

このコートの管理が、今ごく少数のスーパーボランティアによって成り立っているという現実を私はきのうも見えてまいりました。この維持の予算というのは幾らなのでしょう。

○(教育)生涯スポーツ課長

からまつ公園庭球場は平成30年度にかけました予算ですけれども、70万円ほどとなっております、塩化カルシウムですとか土だとかのものに二十数万円、それからラインテープの補修、テニスコートのAEDですとか、水まきの散布の水道料金などが経費としてかかっている状況であります。

○須貝委員

実際には白線の維持とかローラー機の燃料代とか、全部彼らの自前でやっていました。コートの中の草も伸び放題という状況でしたので、そして陳情にはなかなか誠実な対応とは言いかねるような対応もあるというふうに聞いています。この件についてはまたお話しさせていただきますので、ぜひもう一度御検討いただいて、市民の方々とパートナーシップを形成すると、そして公園を維持するというところで、皆様方の御協力をお願いしたいということで終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

○中村(吉宏)委員

◎都市計画について

都市計画に関してですけれども、都市計画法に基づく都市計画を策定したのはいつなのか教えてください。

○(建設)都市計画課長

市街化区域の指定に関しましては、昭和45年7月1日、用途地域の指定に関しては昭和7年2月に指定しております。

○中村（吉宏）委員

用途地域の指定は昭和7年2月ということでもいいですか。

○（建設）都市計画課長

当初決定が昭和7年2月になります。それ以降、都市計画法の改正にあわせて昭和28年に4用途に区分し、その後、昭和45年に市街化区域を定めることにあわせて用途区域界を変更していると。その後に昭和48年に8用途に区分、平成6年に現在の9用途、要は9つの用途地域に区分しているような状況になっています。

○中村（吉宏）委員

経緯まで示していただいております。今、本市で市街化区域のうち住居系区域の指定の仕方というのはどういうふうになっていますか。

○（建設）都市計画課長

住居系の用途地域の指定の考え方なのですが、基本は一般的に用途地域というのは土地利用の基本的な枠組みを定めるものとなっております。その地域における現状の土地利用とか将来のまちづくりの方針を勘案して定めると。小樽市の場合は歴史のあるまちですので、基本は現状の土地利用を踏まえて定めているような形になっております。

○中村（吉宏）委員

今の質問は住居系地域の指定、第一種低層住居専用地域ですが、そういう指定が小樽市は法令上区分されていない形、区分しているものも利用を指定していないという状況もあると思うのですが、そこを答えていただけますか。

○（建設）都市計画課長

低層住居専用地域に関しては、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の二つがございますけれども、本市では第二種低層住居専用地域に関しては指定していない状況で、本市では低層住宅地内の静かで良好な住環境を保護するために、店舗等が建築可能な第二種低層住居専用地域に関しては指定していないような状況になっています。

○中村（吉宏）委員

第二種のほうが規制は緩くて、土地を利用する側からすれば利用しやすさはいろいろ戦略的にも組めるのかと思いますけれども、指定がないのはなぜなのでしょう。

○（建設）都市計画課長

繰り返しになりますが、本市として店舗等が建築可能な第二種低層住居専用地域に関しては、当然、店舗から騒音等が出ますので、騒音とか、不特定多数の方が入って来るといったような状況もありますので、第一種低層住居専用地域のみを本市では定めているような状況になっています。

○中村（吉宏）委員

他の用途地域とか、今、別の話になりますが、ほかの用途地域への変更とか、住居地域系をほかの用途地域に変更したというようなことはこれまでありましたか。

○（建設）都市計画課長

住居系用途地域の見直し、変更につきましては、平成16年にオタモイ地区と、平成17年に朝里川温泉地区の用途地域の変更を行っておりまして、オタモイ地区については市営住宅の建てかえにあわせて第一種低層住居専用地域から、中高層の建物が建てられます第一種中高層住居専用地域に変更しているような状況になっております。また、朝里川温泉地区については、朝里川温泉地域の観光振興を図るために第一種住居地域から第二種住居地域に変更しております。

○中村（吉宏）委員

そのほかの地域は変更がないのだろうということで考えますけれども、用途地域の指定を行っていたのが直近だと平成6年の改定等だと思います。当時の人口と世帯数、それと現在の人口と世帯数についてお示してください。

○（建設）都市計画課長

平成7年の国勢調査人口でいきますと、人口が15万7,022人、世帯数が6万416世帯になります。それと現在の人口、世帯数ですが、平成31年3月末現在の住民基本台帳人口でございますけれども、人口については11万5,621人、世帯数に関しては6万3,415世帯になります。

○中村（吉宏）委員

ということで、人口も減少し、世帯数も今減少しているという状況を確認しました。

ところで、本市の住宅地の地価や不動産価格の傾向というのはどのように捉えていますか。上昇しているとか横ばいだとか、この辺を教えてください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

中高層を除く住居地域における地価公示価格の傾向について報告させていただきます。ここ数年数カ所では対前年比で価格が上昇した地点もありますけれども、10年間の推移を見ますと、全体としては下落幅は減少しているところはあっても、全体的には下落傾向は継続している状況でございます。

○中村（吉宏）委員

そういう状況かと思えます。

商業地域の隣接地とか観光導線として密度の高い地域というのは上昇傾向にあるかと思いますが、住宅地ではやはり下落傾向だろうと。住宅地は空き家の増加や空き地の増加が目立って、住民の不安を生んでいるということなのです。人口減の中で都市計画全体について具体の規制も含めて、現在の小樽、ましてや将来に向けてふさわしい変更を行うべきだろうなというふうに考えます。

本市の土地の利活用推進も含めて、本市ではそういった都市計画、用途地域等の指定も含めて見直すようなお考えはないのかお答えください。

○（建設）都市計画課長

我々といたしましても、平成6年に都市計画法の改正を受けて全域の見直しを行って以降、大きな見直しについては行ってないことから、人口減少下における良好な住環境の維持とか、あとは新たなまちづくりなどに対応するために見直しが必要であると認識しております。

現在、改定中の小樽市都市計画マスタープランにおいて、用途地域等見直しの方向性の位置づけを行い、来年度以降必要な見直しの検討を行っていきたいとは考えております。

○中村（吉宏）委員

今、都市計画マスタープランでの見直し等ということですが、具体的に何か今見えている状況ですか、あるいは時期的にこういう時期に見直すとか、こういう形で変えるとかというものはどうですか、示せますか。

○（建設）都市計画課長

まだ具体の見直しの方法などについては固まってはおりませんが、原部として、まず来年度から用途地域等の見直しの考え方をまとめる作業を行っていきたくておありまして、その考え方にに基づき、将来的に必要な用途地域等の見直しを行っていきたくておあります。

おおむねの期間なのですが、期間としては、いずれにしても来年度そういった見直しの考え方をまとめる作業、要は検討作業を行って見ないとボリュームがわからないような状況もございますので、いずれにしても来年度に検討を行った中でスケジュールをお示しできるようになれば議会等でお示ししていきたくておあります。

○中村（吉宏）委員

市街化区域等の変更、都市計画の変更というのは幾つかの 절차를踏んでいかなければならないと思います。手続的にはどういう手を踏んでいくのか。それと、わかる範囲で要する時間というのを示してもらえればと思います。が、いかがですか。

○（建設）都市計画課長

例えば我々は平成16年度から17年度に用途地域の見直しを行っていますけれども、そういう一般的な都市計画の手続のみであれば、まず市が原案を作成して、その案について住民説明会を開催。住民の方の意見を聞いた上で案を作成しまして、それを都市計画審議会に諮問し、答申を受け変更されるような形になるのですが、そういう手続関係でいけばおおむね1年程度という形になります。

○中村（吉宏）委員

都市計画のお話ですけれども、これは用途地域等の変更も含めてこの手続の流れでよろしいということなのか。

○（建設）都市計画課長

そうです。用途地域とかそういった性格には、都市計画に関してはおおむね1年程度という形で考えております。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ土地の利活用、これは小樽市外から小樽市域内に入ってきて、いろいろなことを活動したいという本州の方ですとかもいらっしゃいます。そういったニーズも反映できるような、不必要な規制は緩和をして、必要な規制を残していくというようなことで進めていただきたい。きょうは問題提起なので、この課題についてはこの辺で、私からは以上です。

---

○濱本委員

◎小樽市収支改善プランについて

代表質問で聞いたことに関連して何点が質問します。主に小樽市収支改善プランに関して質問したいと思います。

初めに、うちの会派で本会議の一般質問においても観光税の導入については随分質問をしてきましたし、予算特別委員会でも質問してきたというふうに思います。そういう中で、この収支改善プランの中では、項目の10番目に、「取組項目」「観光税の導入を検討」というふうにあります。そして、その中でさらに、「課題整理 導入事例研究」というところに、「北海道や他市の導入状況を踏まえ、慎重に検討する」というふうにあるのです。

道内のみならず全国的な傾向を考えたときに、慎重にという段階は、昨年11月の段階では慎重にでもよかったのでしょうけれども、今ここまで来たときに、もうこれは慎重ではなくて早急に検討するという、慎重から早急へシフトしたほうがいいと思うのですが、このことについては担当部署ではなくて市長の御判断なので、市長、慎重から早急へというふうに変えたほうがいいと思うのですが、いかがですか。

○市長

観光税の導入に向けて早急に検討してはどうかというお尋ねでございますけれども、私どもといたしましても、今後ふえるであろう外国人観光客へ対応するためには観光インフラの整備ですとか、あるいは観光地の除排雪だとか、そういったものを充実するためには財源の確保が必要だということで収支改善プランには掲載させていただいているところでございます。

ただ、観光税の導入に当たりましては、やはり検討しなければならない、解決しなければならない課題というのでも幾つかございまして、観光税の中の税の種類をどうするのか、あるいは税の対象者を誰にするのか、あるいはよく言われるように法定外目的税ですので、その使い方をやはり明確にしていかなければいけないということ。一番大事なのは観光事業者の合意形成、こういったものも必要だというふうに考えておりますので、やはり一定程度慎

重に検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、財源確保の必要性も十分私どもとしては認識しておりますので、早急に検討させていただきたいというふうに思っております。

#### ○濱本委員

答弁としては非常に前向きな御答弁をいただいたので、このことについてはこれでやめます。

そもそも論でいきますと、地方自治法第2条第14項には、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるといふふうにあります。同じく第15項では、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともにいふふうになっています。要は財務状況がいいから、悪いからではなくて、根本的にそういう組織なのだということなのです。ただ、ある意味危機的状況があるから、さらに踏み込んでやりましょうということで、私はこういう収支改善プランができたのだろうというふうに思っています。

この中で、私は代表質問の中で、職員定数適正化計画についても質問させていただきましたけれども、その中で市の市長の答弁の中で、「近年職員数が増加傾向にあったことを踏まえ」といふふうに御答弁をいただいています。これについて、近年というのは何年間ぐらいの間にどのぐらいの人数がふえたのか、それはなぜふえたのか、そのあたりについての分析というか、どういふふうに見立てをしているのか。当然現市長の前の時代のお話でしょうから、その部分についてはどう総括しているのかお聞かせいただきます。

#### ○（総務）職員課長

原則、退職者不補充という考えで採用抑制を行ってきたのが平成15年度から21年度まで。そういった中では職員数はずっと減ってきていまして、実際25年度までは、5月1日時点の病院局を除く職員数としては減っているのですけれども、26年度で前年度に比べて6名ふえております。27年度は前年度に比べて8名減っておりますけれども、28年度では前年度比2名増、29年度では前年度比10名増、そして30年度では前年度比3名という形でございます。

ふえた要素としましては、25年度から26年度にかけてはマイナンバーの業務が出てきましたので担当主幹を置いたのと、あとは新幹線・高速道路推進室に専任の主幹を置いたのと、今はたるさばになりましたけれども、生活困窮者自立支援業務で1名増とか、保育士を2名ふやしたりというような形でふえております。

また、今申し上げた29年度は10名増という形なのですが、これは財政部の徴収一元化担当主幹を設けたりとか、日本遺産の関係で担当主幹を設けたり、医療保険部と福祉分野でそれぞれこれまで置いていなかった次長を配置したり、雪対策第2課長を設けたり、そういったものでふえてきているという形で押さえておまして、それが厳しい財政状況のもと収支改善していかなければならないということを踏まえた形での答弁でございます。

#### ○濱本委員

今の答弁は、お答えが少し私は外れているというふうに、残念ながら。それは、退職者が当然発生する、新規採用がある。簡単に言えばその差し引きでふえていくわけです、ある意味、減ったりふえたりするという。主幹を置いたからふえたわけではないのだろうと思います。その人は昨年までは存在していなかった、職員ではなかった人が、ある日4月1日で職員になって主幹になりましたというのなら、それは増の理由の答弁にはわかりますけれども、そうではないでしょう。要は退職者がいて、新規の採用者がいて、その差し引きがゼロだったら総数は変わらないでしょう。でもゼロではないからふえるわけですよ、ということなのです、私が言いたかったのは、ポジションがどうのこうのということではないのです。

それでもう一つ、小樽市が出している、ホームページにも載っていますけれども、小樽市の給与・定員管理等についてというものがあります。これをとりあえずは載っている分をずっと見ましたけれども、経年変化のところが余り書かれていないのです。書き込みが少ないのです。自分で全部拾って見ましたけれども、平成25年度時点の部門別の構成数と30年度の部門別の構成数を見ると特徴的なところが一つあるのです。25年度のときに161名いた民生部門が30年度は191名で、30人ふえているのです。ほかの議会だとか、総務だとか、税務だとか、労働、農林水産、商工、その他もろもろありますけれども、ここが突出してふえているのです。何か理由はあるのですか。

○(総務)職員課長

まず、本市のホームページで公表させていただいています小樽市の給与・定員管理等については、国から様式が示されておりまして、4月1日時点の数字で出しております。先ほど私は5月1日時点の数字もお話したところではあるのですが、民生部門で平成30年度と比べてふえているという部分なのですけれども、30年度までは、4月1日の管理職の人事異動が終わった後に第2弾として4月10日前後に係長職以下の人事異動を行うということで、そこでの実は部門間の異動というものもございまして、単純にふえた要素というのは少しひもとなければならぬところではあるのですが、やはり民生部門は先ほども申したとおり福祉の充実とかそういった形がありますので、そういった面でふえてきているのかなというふうには思っております。

○濱本委員

分析としては非常に私はずさんではないかと思うのです。例えば30名もふえているということを見たときに、日付のところですれが生じるからというのは、それは平成25年度だって同じですよ。もっと簡単に言えば、明確に例えばこういう法律改正があって、こういう人数を配置しなければならなかったとか、小樽市独自の施策でこういうことをやるので人数がふえたとか、たぶんそういうのはあると思うのです。そういう分析ができていないというところに私はいかがかなという気がするのです。

そういう分析ができない根底の理由は、私は何回も言っていますが、業務棚卸表みたいなものをきちんとつくっていただければということも明確にわかるわけです。なぜかという、棚卸表の中には人工も入れなければならないからです、人工も入れているからです。その人工も、つくっているまちによっては正職員、臨時職員、それからもう一つ何かの三つぐらいで人工を入れているわけです。そういうものをずっとつくっていないとか、そもそも小樽市にはなかったというのはあるのですけれども、そういうものをつくっているとこういう経年変化の中の分析がきちんとできると私は思うのです。それがないと、結局、例えば総合計画の原案の中にも財政健全化の推進で選択と集中ということも言っているし、事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを行うというふうに言っています。こういうのをやるためにも、業務棚卸表というのは絶対有効だし必要なのだらうと思うのです。それは行政評価にもつながっていくわけです。

今のところ、そういう大きなくくりの中での組み立てというのがないので、この際ですから、職員の定数適正化計画をつくる上でも、事務量と質をきちんとデータ化して、その上でどうするかという計画をつくって、どう実行していくかということをやむを得ずとも手がけてもらいたいと思いますので、もし市長から何か御答弁があればお聞きをしたいと思っております。

○市長

職員定数適正化計画についてお尋ねがありましたけれども、ただいまのやりとりを聞いていますと、やはり民生部門で30名がふえたということや直ちに私どもとしても実感できない部分があるとなれば、棚卸表というのがいいかどうかは別にいたしましても、客観的に分析できる情報というのを絶えず私どもとしても考えておかなければいけないというふうに改めて思ったところでございまして、何らかの形でしっかりと検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎おたる子ども未来塾について

最初に、小樽市子どもの学習生活支援事業、おたる子ども未来塾について伺います。

5月18日、おたる子ども未来塾が開校とのこと。これまで懸案だった事業が動き出したことは大変すばらしいというふうに評価しております。関係各位のこれまでの御努力に敬意を表します。

そこで、今後の本事業の発展のために少しお聞きします。この事業の目的と実施内容、対象者等について御説明をお願いします。

○（福祉）こども福祉課長

まず、本事業につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法と生活困窮者自立支援法に基づくものでございます。全国的にも貧困家庭の学習支援や学力の問題が大きく取り上げられており、本市といたしましても世帯の経済格差が子供の学力の格差につながらないようにしたいこと、それと学習機会の提供による学力や学習意欲の向上を支えることを目的として今年度から事業を開始いたしました。

実施内容と対象者につきましては、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯または生活保護を受給しているなど、経済的に困りの世帯の中学生を対象に毎週土曜日の午後2時間の学習支援を参加費無料で行っております。また、事業者には学習支援のほかに生徒や保護者の方々の進路や子育て、生活など困り事の相談にも乗っていただき、市で利用できる制度などにつないでいく、そういう支援を行っているところでございます。

○佐々木委員

支援状況についてももう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、結局、募集人員と参加生徒数はどれぐらいになりましたか。

○（福祉）こども福祉課長

募集人数につきましてはひとり親世帯20名程度、生活困窮世帯が10名程度の計30名程度で募集を行っているところです。参加生徒数につきましては本日現在14名の方に申し込みをいただき、毎週の参加者については7名から10名程度で推移しているところです。

○佐々木委員

参加生徒の居住地域はどのように分布しているのでしょうか。それから、その子供たちの交通費についてはどのようになっていますか。

○（福祉）こども福祉課長

西エリアですと忍路中学校、東エリアですと朝里中学校の範囲で生徒が通われております。保護者の送迎で通われている生徒もいらっしゃいますが、あとは徒歩もしくはバスで通われています。費用につきましてはいずれも自己負担でございます。

○佐々木委員

忍路、朝里からだが大分交通費もかかるかというふうに思いますが、この募集の方法についてはどのようにやっていますか。

○（福祉）こども福祉課長

ひとり親で中学生の子供を持つ御家庭には、4月下旬に児童扶養手当の証書を送付する際、学習支援のチラシを同封し周知いたしました。生活保護世帯につきましては、生活支援課に依頼してケースワーカーから該当世帯への周知をお願いしているところです。生活困窮世帯につきましては、生活相談をお受けする中で対象となる子供を持つ御家庭に本事業を紹介し、参加を促しているものです。あわせて広報おたる5月号やFMおたるの「明日へ向かってスクラムトライ!」、それと報道依頼により周知を行ったところです。

○佐々木委員

結構広い手段で訴えていただいているのは非常に良かったかなというふうに思います。

この参加生徒の主な参加目的というのは、アンケートのような形でお聞きになっておられるのでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

5月18日の開校式の際、参加生徒の自己紹介をしていただきました。生徒からは、苦手教科を克服したいであるとか、得意教科を伸ばしたいなどの発言がありました。また、学習支援を開始して一月が経過いたしましたので、簡易のアンケートを行っており、保護者の方が子供を学習支援に通わせた理由や期待しているところを伺っているところであります。

○佐々木委員

この事業を株式会社トライグループへの委託事業とした理由をお聞きしたいと思います。ほかにもこういうことをやる場合に方法があったと思うのです。教員OBだとか大学生のボランティアとかにお願いして直轄でやるとか、それから実行委員会形式でお願いするというような方法も可能だったかなと思うのですけれども、いかがですか。

○(福祉) こども福祉課長

本事業は学習支援の部分と生活支援の相談もあわせて行うことを考えた結果、プロポーザルで公募することとなり、その両方に対応できるトライグループに本事業を委託することとなりました。

○佐々木委員

両方できるからということですがけれども、受託事業者のこのような学習支援事業の実績というのはどのようになっていますでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

当該事業者は2010年に佐賀県で同様の事業を受託し、それ以降、東京都、熊本県、三重県などで受託しており、北海道内におきましても十勝総合振興局及び空知総合振興局、それから南幌町から受託しているところです。

○佐々木委員

結構道内でもやっぴらっしゃるんですね。

事業者の主要事業はきっと学習塾ということだと思うのですが、本事業との差は、どこに学習塾経営と違いがあるのかということをお聞きしたいのですが、同じ中学生に勉強を教えるということは変わらないのでしょうかけれども、家庭に費用がかからないということ以外にどのような差があるのか示してください。

○(福祉) こども福祉課長

先ほども答弁いたしましたとおり、本事業は母子及び父子並びに寡婦福祉法と生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、学習の支援とあわせて子育てや生活など困り事の相談をお受けすることが学習塾との差になると考えております。

○佐々木委員

それはそうだというのはわかるのですが、例えば学習支援一つとっても大分中身が違うのかなと思ったものから、その辺のところを聞かせてもらえればと思うのですが、

○(福祉) こども福祉課長

学習塾との違いなのでありますが、今回この事業をやるに当たりまして、各生徒の個別にわからない部分を少人数で細やかに教えていただけるといふ部分がよくある学習塾の形とは違うのかなと考えております。

○佐々木委員

そうですね、例えば、多分個別指導でこの生徒が自分はここを教わりたいと、わからないところはここだというのを持ってきて、それを習うというあれだと思うのです。塾は一律で同じ問題をやってとかという方法をとっているのかなと思いますから。

私はこのチラシをもらって見たのですけれども、これを見ると大学生が中心に指導ということで書かれています。事業者は当然プロですから、一定の責任のもと行われるから大丈夫だとは思いますが、生徒への対応等で市から申し入れというか、こういうところはきちんとお願いしますというようなところや何かしていたらお聞かせください。

○(福祉) 子ども福祉課長

現在、1名のコーディネーターと1名の教室管理責任者と6名の学習支援者が配置されております。学習支援への構成につきましては、退職された教員や塾講師経験者など40代から60代の経験豊富な方が配置されており、今後参加生徒がふえてきた場合には補助員として大学生が配置される予定でございます。

なお、トライグループの採用過程におきまして、適性テストにおいて幼児性愛や盗撮等の傾向の有無や内在性倫理観の把握を行い、模擬指導や個人面談を行った後支援員として登録しているとのこと。また、福祉的観点をもって指導に取り組むために、初期研修や年に2回の定期研修を実施するとのことですので、事業者に対しましては適切に生徒への指導対応をしていただくようお願いしているところであります。

○佐々木委員

そうすると、このチラシには大学生が中心になりますというふうに書かれていますけれども、現状としては大学生というよりはそういう方々ということですね。

学習支援とか学力向上という趣旨で活動している団体とか事業がほかにも市内にあることは把握されているでしょうか。

○(福祉) 子ども福祉課長

市内の学習塾のほか、教育委員会で実施している樽っ子レピオ学習会や、一昨年度まで開催していただいていたのですけれども、小樽市ひとり親と寡婦の会の学習会があったことは把握しております。

○佐々木委員

それらとの関係性というか、連携というのはされたりしているのでしょうか。

○(福祉) 子ども福祉課長

現在のところ特に連携はしていないところです。

○佐々木委員

少し心配な点があるのですけれども、生徒の個人情報の保護・管理について、繊細な、特に注意を要する必要があると思うのです。どういう配慮等をされているのかお聞きします。

○(福祉) 子ども福祉課長

事業者において個人情報保護基本規定を定めており、参加されている生徒や保護者のプライバシーの保護並びに業務上知り得た事柄の秘密保持の徹底がなされているとのことですので、こちらにつきましても事業者に対して間違いなく履行していただくようお願いしているところでございます。

○佐々木委員

特に注意をよろしくお願いたしたいと思います。

生徒は、平日は所属の中学校に通っていますけれども、通っている所属の中学校との連携等については考えておられますか。

○(福祉) 子ども福祉課長

定期的に事業者との定期ミーティングを行うことになっておりまして、生徒の学習や生活状態などの情報を収集いたします。その中で学校や教育委員会と連携するような重要な事案がございましたら、随時情報提供を行ってまいります。

○佐々木委員

情報提供を行うというのですね。教育委員会から情報をもらうという、そのあれはない。一方通行ということでよろしかったですか。

○(福祉) こども福祉課長

その生徒の置かれている状況にもよると思うのですけれども、それは教育委員会とも連携を図ってまいりたいと思います。

○佐々木委員

教育委員会との連携が必要になる場合も出てくるかと思えますけれども、そのときには十分きちんと連絡を取り合ってやっていただきたいなというふうに思います。

この中で進路相談にも乗りますというふうに先ほどもおっしゃっておられましたし、このチラシにも書いてあるのですけれども、もちろん所属中学校でも進路相談は行っています。その関係性は大丈夫なものですかね。

○(福祉) こども福祉課長

学校での進路指導が基本であると考えているところですが、事業者におきましても学習塾としての独自のノウハウや情報を持っていると思いますので、その辺はあわせて活用していただければと考えております。

○佐々木委員

学習塾とか中学校の進路指導というのは、経験上一致することがなかなか難しいところがあって、両方で違う指導をされて、保護者が、本人も悩むというような事例もたくさんありましたから、その辺のところは同じようなことが繰り返されないようにしていただきたいなと思います。

子育てに関する相談にも乗りますということで、先ほどから特別な方を置いてということでありましたけれども、子供だけではなくて、保護者の方も対象にするということでもよろしいですか。

○(福祉) こども福祉課長

事業者には心理カウンセラー資格を持つ職員が配置されているということでございまして、保護者の方の子育てや生活などの困り事の相談もお受けするところです。

○佐々木委員

保護者との関係がそういうふうにあるということは、例えば今後どういう展開というようなことを考えておられることがあればお聞かせください。

○(福祉) こども福祉課長

まず、保護者の方から事前に御相談があれば、カウンセラー資格を持つ職員にお越しいただくということでまず考えておりますが、それとは別に、毎週土曜日の学習時間の前に、これは年に何回かを想定してございましてけれども、保護者参加型のイベントを開催して、その中で保護者の方のお悩みなどを聞いていきたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひそういうところまで面倒を見ていただくようなことができればいいと思います。毎週土曜日ということですから、もう6回ほど開かれたと思うのですけれども、特徴的な様子だとか成果、それから課題で見えてきたことなどがあればお聞かせください。

○(福祉) こども福祉課長

私も開催されてから毎回様子を見に行っているところでもありますけれども、回を重ねるごとに学習支援員とのコミュニケーションもとれてきているように感じております。また、生徒も教えてほしいところを準備してきたりとか、少しずつではありますけれども学習の習慣が身についてきているのではないかと感じているところでもあります。

課題につきましては、もう少し参加者がふえてほしいなと思っております。これにつきましては効果的な周知の方法を考えなくてはならないと考えております。

### ○佐々木委員

例えば、今後のことを考えると、交通費の関係を先ほどもお聞きしましたけれども、ほかの場所での設置予定だとか、それから同様の目的を持っていると思うのですが、子ども食堂だとか、そういうところとの連携とか、それからさらに言うと、今これは中学生が対象ということですがけれども、小学生だとか、それから中卒者だとかというところへの拡大とかという今後の展開の予定はありますか。

### ○（福祉）子育て支援室長

まず、今回この会場は小樽市勤労青少年ホームとさせていただきます。それにつきましては公共施設の会議室などでは毎週の場所の確保が難しいということと、昨年、勤労青少年ホームの1階をDIYプロジェクトで改修したということがありますので、子供にそういう場所があることを知ってほしいということと、高校生になったときにそういう場所の活用なども検討していただければなということもあり勤労青少年ホームにして、今のところほかの場所での設置予定というのは当面は考えておりません。今後、参加する生徒のレクリエーション活動などの居場所にもなり得ると思っておりますので、勤労青少年ホームでの活用は続けてまいりたいというふうには考えております。

また、子ども食堂との連携ですけれども、先週土曜日、ひとり親と寡婦の会で、小樽市総合福祉センターで子ども食堂がありまして、子供の学習支援に参加する子供の一部が子ども食堂で食事をとられて学習支援に参加されたということもございますので、子供の居場所として子ども食堂は大変重要なものだと思っておりますし、今後もそういうつながりは大切にしていきたいというふうには考えております。

また、今後の事業対象児童とか生徒の拡充につきましては、参加生徒が14名ということで今後の広がり期待しているところなのですが、当面は中学生を対象に実施したいと考えておりますけれども、この事業というのは対象となり得る子供の学習機会の提供として大変重要な施策であると考えておりますので、今後、また皆様や教育委員会など多方面の意見も聞きながら今後の事業の広がりを考えていく、そのようなことで考えていきたいというふうに考えております。

### ○佐々木委員

全ての子供が学習面で同じスタートラインに立つという、そういうことを可能にする取り組みなので、ぜひ地道に長く取り組んでいただければとお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

### ◎ふるさと納税について

続いて、私もふるさと納税について少し違う観点で質問させていただきます。

代表質問の続きに当たるかと思うのですが、まず、小樽市収支改善プランにあるふるさと納税制度を取り上げてみますと、毎年1,000万円増の効果額を見込んでいます。その件について代表質問でお聞きしたのですが、まずはふるさと納税の本来の目的についてそもそものところを話していただけますか。

### ○（財政）契約管財課長

ふるさと納税制度の目的でございますが、この制度は本来、都市と地方の格差是正という目的で始まった制度であります。例えば都会に住む人などが自分の出身地や自分の好きな地方を支援したいという目的で寄附するといったものでございます。

### ○佐々木委員

泉佐野市から始まる過度な返礼品の問題から、2019年6月から地方税法の税制改正に盛り込まれたふるさと納税制度の改正点について説明をお願いします。

### ○（財政）契約管財課長

主な改正点といたしましては、返礼品は寄附額の30%以内にとすること、返礼品は地場産品とすること、それから、総務大臣の指定を受けることなどでございます。

○佐々木委員

ということで、返礼品の大幅な見直しが行われることになると思うのです。全体の税収が減ることは予想されるのですが、当初の狙いだった先ほど言っていたような本来の目的、そういうところがかたう、そういうふうになるということはわかるのですけれども、その中にありました地場産品の定義について例を挙げて説明していただけますか。

○（財務）契約管財課長

地場産品でございますが、自治体の区域内で生産、提供されるものと定義されておりまして、例としては小樽市内の工場で生産された食料品、スイーツや工芸品などが挙げられます。

○佐々木委員

本市の返礼品の調達額や地場産品の条件というのはクリアしていたのでしょうか。指定を受けるために変更したことなどがあれば示してください。

○（財政）契約管財課長

今回の改正に係る申請におきまして内容を精査したところ調達額はクリアしておりましたが、返礼品の一部において対象外となることが判明いたしました。これらにつきましては6月までに整理することになっておりますので、6月以降に返礼品リストから外しております。具体的には小樽以外の産地となっているカニでございまして、毛ガニ、ズワイガニ、タラバガニなど7種類をリストから外しております。

○佐々木委員

総務大臣の指定はもう既に受けられているのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

令和元年5月14日付で指定を受けております。

○佐々木委員

一旦指定を受けた自治体でも、その後要件を満たさなくなった場合は指定を取り消されてしまうと、そういうようなこともあり得るのですか。

○（財政）契約管財課長

今回改正されました地方税法第37条第6項におきまして、指定を受けた後でも基準に適合しなくなった場合などは指定を取り消すことができるとされております。

○佐々木委員

大変厳しいことになっていると思いますが、先ほど30%以下と地場産品という二つの要件がありましたけれども、私への本答弁で、寄附金の募集の適正な実施に係る基準が示されているとありました。総務省から示されているこの二つ以外の基準というのはどのようなものなのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

先ほど申し上げた地方税法第37条に規定されています総務大臣が定める基準というものがございまして、平成31年4月1日付で総務省告知第179号が示されております。その中で、まず第1号といたしまして、適正な募集方法についての基準、これについては紹介者に利益供与して募集を行わないこと、返礼品を強調した宣伝広告を行わないこと、それから、適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと、最後に、自団体住民に返礼品等を提供しないこと。第2号といたしまして、募集経費を5割以下とすること。第3号といたしまして、30年11月1日から申出書を提出するまでの間の取り組みにより、他の地方団体に多大な影響を与えていないこととされております。

○佐々木委員

非常に条件がたくさんになったということがわかりますけれども、これらを遵守しつつ、今後このふるさと納税

制度を活用して収支改善につなげていくためにどのような具体的なプランとかアイデアをお持ちでしょうか。

**○（財務）契約管財課長**

今回の自民党の須貝議員からの一般質問でもお答えいたしました。寄附者のデータベースの対前年比較等を行いまして、地域的に返礼品の傾向があるかとか、リピーターのニーズなどを把握して返礼品の充実を図ることを考えております。

**○佐々木委員**

それによってどれほどの収支改善効果を生むと考えておられますでしょうか。約1億7,000万円から1,000万円増の効果額はそれで見込めそうでしょうか。

**○（税務）契約管財課長**

具体的に断言することはできませんが、少なくともこの収支改善プランに掲げた目標額を確保できるよう努力したいと考えております。

**○佐々木委員**

頑張ってください。ところで、私は職員による販促活動というのを提案したのですけれども、先ほどおっしゃっていただいた条件に合致してしまうと。返礼品等を強調した、寄附者を誘引するための宣伝広告に合致するのではという指摘で、これはできないよというふうに言われたのですが、職員が小樽の魅力を語って、そのまちに寄与する働きかけをすると、こういうのは本来のふるさと納税に合致すると思うのですけれども、これに当たるとなったら、宣伝広告というのは全てできなくなってしまうような、そんな感じがするのです。新基準によれば、宣伝広告というのはどこまで認められるとお考えですか。

**○（財政）契約管財課長**

今回はこの新基準が示されたことによりまして、毎年作成しておりますふるさと納税のPR用パンフレットの内容について、後志総合振興局に問い合わせしながら作成いたしました。その中では、絶対お得だとかの誇大表現だとか、一部返礼品が極端にクローズアップしないようになどの指導を受けてございます。そのため、現行案を示して後志総合振興局に判断してもらうなど、本市だけで判断が難しいものと考えておまして、今後も相談しながら対応してまいりたいと考えております。

**○佐々木委員**

難しいですね。これを機会に本市の返礼品をホームページで見せてもらいました。つい最近は塩水ウニ、それから薪ストーブというのも加わっていましたが、一番感心したのは小樽市シルバー人材センターの「空き家（空き地）見回りサービス」というのがこの返礼品の中にあって、「大切な家や土地。あなたに代わって地元のシルバー人材センターの会員が、小樽市内の家屋や敷地に問題がないか、しっかり目視確認し、現況写真付きの報告書をお送りいたします。」と、これは一石三鳥ぐらいありますよね。シルバー人材センターから、空き地・空き家の問題から、それにこういうのがあって、本当にすばらしいアイデアだなと思うのですが、残念なことが一つあって、小樽ファン認定証について、「ご好評いただいておりました「小樽ファン認定証」の贈呈は、地方税法改正による「ふるさと納税に係る指定制度」の創設に伴い、令和元年5月31日のご寄附を持ちまして終了いたしました。」とあったのですけれども、これはひょっとして先ほどの何かにかかったということなんでしょうか。少し説明いただければ。

**○（建設）新幹線・まちづくり推進室長**

小樽ファン認定証につきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に5,000円以上御寄附をいただいた全ての方に小樽ファンとして認定することに加えまして、文学館や美術館などの施設へ無料で何回でも入館可能となる特典を付与したものでありまして、返礼品とは扱ってございませんでした。

このたびの地方税法の改正によりまして、この特典が返礼品と見なされるということになりました。このことによりまして、ファン認定証の特典は施設の入館回数によっては寄附額の3割を超える返礼品となってしまうこと、

また、自団体住民にも提供する返礼品となることから、この制度を継続した場合にはふるさと納税の対象団体の指定に係る基準に該当しなくなるため、このたび認定証の送付を終了したものでございます。

**○佐々木委員**

この制度ができたとき、私は最初の質問で、これはすごくいいですねという感想を述べさせていただいたので思い入れがあったのですが、少し残念な気がいたします。

これらの返礼品、小樽のアイデアというのはすばらしい、これを考えた人は一生懸命工夫しているのだろうなと思うのですが、本質問でも述べたとおり、やはり返礼品の工夫だけでは目標達成は難しいのかなというふうに思いますので、やはりそういうことも含めまして、総務大臣の指定から打ち切られてしまったら困りますから、それを破れということではないのですけれども、新基準に腰を余り引き過ぎないで、納税増の工夫、方法にチャレンジしていただきたい。そして収支改善プランにつなげていていただきたいというふうに考えますけれども、最後にお答えをお願いします。

**○(財政) 契約管財課長**

今回の改正で、総務省からの指定を受けなければ寄附者の税控除が適用されないことから、まずは基準をクリアすることが絶対条件であります。その上で、先ほど申し上げた寄附者の分析などを進めて対策を図ることが必要であると考えております。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時09分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

**○小貫委員**

日本共産党を代表して、議案第1号令和元年度小樽市一般会計補正予算、議案2号令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算に否決の立場で討論します。

初めに、議案第1号についてです。

理由はレセプトデータ収集・分析等業務委託料です。再来年から実施される生活保護利用者の健康管理支援事業に係る準備の予算計上です。この事業は生活保護を利用している方を対象に医療を受ける権利を抑制するとともに、厚生労働大臣の求めに応じてデータを集めることになります。

次に、議案第2号はことし10月からの消費税増税に対応するための事業であり、賛成できません。

以上、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、中村吉宏副委員長を初め委員各位と、市長を初め説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。